

《利用者負担額（保育料）について》

【3～5歳児について（詳細30ページ）】

- 保育料は無料です。実費（制服代・教材費・給食費・延長保育料等）は、保護者負担となります。

【0～2歳児について（詳細31ページ）】

- 保育料は所得に応じた負担となります。保育料の算定方法は、児童と同一世帯（同居していれば世帯分離していても同一世帯とみなします）の保護者の市民税所得割額の合計額となります。
- 保護者の年間所得が48万円（給与所得の場合、年収103万円）未満で祖父母等と同居している場合は、祖父母等のうち一番所得の高い方も含めて算出します。
- 保育料（利用者負担額）の切替時期は、9月となります。4月から8月までは前年度分、9月から翌年の3月までは当年度分の市民税所得割額（住宅ローン控除、寄付金控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の税額控除は反映せず）により算出します。

【全学年共通】

- 保育所（公立・民間）又は認定こども園（公立）を利用される場合は、所定の保育料を本市に納付いただきます。公立施設の3～5歳児は給食費も同様に納付いただきます。
- 保育料は口座振替により納付いただきますので、内定後に金融機関にて口座振替の手続きをください。引き落とし日は毎月27日（金融機関の休業日にあたる場合は、直後の営業日）です。
- 認定こども園（民間）又は小規模保育事業所等を利用される場合、保育料は利用される施設等に直接お支払いいただくこととなります。

【多子世帯の負担軽減について】

多子世帯の負担を軽減する制度がございます。認定区分によって取り扱いが異なります。

共通事項：第1子：全額、第2子：半額、第3子以降：無料

※小学校就学前の子どもについては、下記対象施設を利用していることが必要

きょうだいの カウント方法

1号認定（教育標準時間認定）：小学校3年生以下の範囲で第何子かをカウント

2・3号認定（保育認定）：小学校就学前までの範囲で第何子かをカウント

※一部の世帯についてはカウントの範囲が異なります（31ページの「●多子計算方法●」参照）

対象施設

多子軽減制度の対象施設	
手続き 必要	企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援
手続き 不要	認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所等、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室（定期利用）

※ 認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）など、当制度の対象外となる施設がありますので、ご注意ください。

注意事項

高槻認定こども園分室（年度利用保育）、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室（定期利用）の利用児童も保育料減免の対象となります。ただし、両施設を利用している児童の保育料減免が優先されます（認可保育所を利用している児童を先にカウントします）。

（例1）

	利用施設	保育料
1人目	高槻認定こども園分室	半額(第2子扱い)
2人目	認可保育所	全額(第1子扱い)

（例2）

	利用施設	保育料
1人目	認可保育所	全額(第1子扱い)
2人目	高槻認定こども園分室	無料(第3子扱い)
3人目	認可保育所	半額(第2子扱い)

3歳～5歳児の利用者負担額（保育料）等について

○保育料について

(1号) 【満3歳～5歳児】・・・無料

(2号) 【3歳児～5歳児】・・・無料

※制服代・教材費・給食費・延長保育料等などの実費は、保護者負担となります。
詳細は各施設へお問い合わせください。参考として認可保育施設の情報をホームページに掲載しております（4ページにQRコードがあります）。

○給食費（主食費および副食費）について

公立施設の場合、1号…月3,000円（主食費700円・副食費2,300円）

2号…月5,800円（主食費1,300円・副食費4,500円）

民間施設の場合、各施設によって異なりますので直接お問い合わせください。

【副食費免除について】下記のA・Bいずれかに当てはまる場合は副食費が免除されます。

A. 父母の市民税所得割額の合計額が一定額に満たない世帯

(1号の場合) 77,101円未満の世帯

(2号の場合) 57,700円未満の世帯

※ 福祉世帯（ひとり親家庭や在宅障がい児（者）がいる世帯）は77,101円未満の世帯

※父母及び家計の主宰者の保育料算定基礎資料（市・府民税課税証明書等）の提出が必要な方で期限までに提出がない場合には、副食費は免除されませんのでご注意ください。

＜市民税所得割額適用期間＞

令和6年度		令和7年度	
4月～8月	9月～3月	4月～8月	9月～3月
令和5年度市民税額を基に判定	令和6年度市民税額を基に判定		令和7年度市民税額を基に判定

※4～8月分は前年度の課税額を基に判定し、9月分以降は当年度の課税額にて再判定を行います。

B. 第3子以降の子ども

(1号の場合) 小学校3年生以下の範囲で第何子かをカウント

(2号の場合) 小学校就学前までの範囲で第何子かをカウント

※ただし、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業所等を利用している者に限る。

※高槻認定こども園分室（年度利用保育）、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室（定期利用）を利用する子どもがいる場合は、該当子どもの保育料減免が優先されます。（認可保育所を利用している子どもを先にカウントします。）

〈子育てしやすいまち たかつきを目指して〉

～高槻市では、利用者負担額（保育料）の負担軽減に努めています～

子ども・子育て支援新制度では、保育所等の教育・保育施設、事業所を利用する際の利用者負担額（保育料）は、国によりその基準額が定められています。

高槻市では、市独自の助成を行うことで、国基準よりも、利用者全体で約25%軽減しています。

（金額・割合は令和4年度実績）

本来の利用者負担額 [12億4千万円]	
実際の利用者負担額 [9億3千万円 (74.9%)]	高槻市の助成分 [3億1千万円 (25.1%)]

0歳～2歳児の利用者負担額（保育料）等について

※保育料以外の制服代・教材費・給食費・延長保育料などの実費は、保護者負担となります。詳細は各施設へお問い合わせください。参考として認可保育施設の情報をホームページに掲載しております（4ページにQRコードがあります）。

【単位：円/月々】

【0～2歳児】		一般世帯				福祉世帯							
		多子計算基準	標準時間認定		短時間認定		多子計算基準	標準時間認定		短時間認定			
階層	定義		第1子	第2子	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子		
A	市民税非課税世帯等	特例	0	0	0	0	特例	0	0	0	0		
B1	48,600 円未満		10,000	5,000	9,800	4,900		5,000	0	4,900	0		
B2-1	57,700 円未満		13,000	6,500	12,700	6,350		6,500	0	6,350	0		
B2-2	60,600 円未満		一般	13,000	6,500	12,700		6,350	6,500	0	6,350	0	
B3	76,000 円未満			17,000	8,500	16,700		8,350	8,500	0	8,350	0	
B4-1	77,101 円未満			20,000	10,000	19,600		9,800	9,000	0	8,840	0	
B4-2	87,900 円未満			20,000	10,000	19,600		9,800	一般	20,000	10,000	19,600	9,800
B5	97,000 円未満			23,300	11,650	22,900		11,450		23,300	11,650	22,900	11,450
B6	129,200 円未満			30,500	15,250	29,900		14,950		30,500	15,250	29,900	14,950
B7	141,100 円未満			33,400	16,700	32,800		16,400		33,400	16,700	32,800	16,400
B8	169,000 円未満			41,100	20,550	40,400		20,200		41,100	20,550	40,400	20,200
B9	207,900 円未満			45,800	22,900	45,000		22,500		45,800	22,900	45,000	22,500
B10	249,100 円未満			49,400	24,700	48,500		24,250		49,400	24,700	48,500	24,250
B11	301,000 円未満	51,100	25,550	50,200	25,100	51,100	25,550	50,200		25,100			
B12	397,000 円未満	56,600	28,300	55,600	27,800	56,600	28,300	55,600		27,800			
B13	397,000 円以上	69,000	34,500	67,800	33,900	69,000	34,500	67,800		33,900			

※調整控除・税額調整を除く税額控除（住宅借入金特別控除（住宅ローン減税）・寄付金控除（ふるさと納税など）・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等）は適用しません。

※施設によって、その他に実費・特別徴収が発生することがあります。金額は各施設にお問い合わせください。

※父母及び家計の主宰者の保育料算定基礎資料（市・府民税課税証明書等）の提出が必要な方で期限までに提出がない場合には、最高ランク（B13階層、第1子の標準時間で月々69,000円）の保育料設定がされますのでご注意ください。

- 多子計算方法 ● ※ 第3子以降は全て無料です。
※ 高槻認定こども園分室（年度利用保育）、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室（定期利用）を利用する子どもがいる場合は、該当子どもの保育料減免が優先されます（認可保育所を利用している子どもを先にカウントします）。

一般世帯

特例（上表太枠内 [A～B2-1階層]）：年齢に関係なく給付認定保護者と生計を一にしている子どもの中で第何子かをカウント

一般（上表太枠外 [B2-2～B13階層]）：小学校就学前までの範囲で第何子かをカウント

※ただし、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業等を利用している者に限る。

福祉世帯（ひとり親家庭や在宅障がい児（者）がいる世帯）

特例（上表点線枠内 [A～B4-1階層]）：年齢に関係なく給付認定保護者と生計を一にしている子どもの中で第何子かをカウント

一般（上表点線枠外 [B4-2～B13階層]）：小学校就学前までの範囲で第何子かをカウント

※ただし、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業等を利用している者に限る。

祖父母等と同居されている世帯の方へ

保護者の収入だけでは生計維持が難しい（保護者の年間所得が48万円（給与所得者の場合、年間収入103万）を超えない）方が、お子様の祖父母等に当たる方と同居されている場合は、保護者収入に加え、祖父母等の収入も利用者負担額（保育料）の算定対象とさせていただきます。複数の親族が収入を得ている場合は、所得額を比較し、一番額の高い方を家計の主宰者（生計中心者）として算定させていただきます。

例：保護者の合計年間所得が40万円だが、同居している祖父の年間所得が200万円の場合
⇒ 合計所得240万円として利用者負担額（保育料）を算定します。

また、保護者の収入が上がって、生計維持が可能（3～4ヶ月程度の平均収入が8万6千円以上）になりましたら、同居の親族と別生計と認められる場合もありますので、早めに申し出ください。給与明細などで確認の上、別生計と認められた場合、保護者のみの収入により算定をします。

例：上記例の場合、保護者の3～4ヶ月程度の平均収入が8万6千円以上と分かるもの（給与明細など）を提出いただくことで、保護者のみの所得40万円での利用者負担額（保育料）を算定できます。

※算定をしないのは、申し出があった日の翌月分からです。さかのぼって過去分の利用者負担額（保育料）を減額することはできませんので、早めの申し出をお願いします。